

情報公開の実施状況を公開します

☎総務課管理係 ☎282-1111

町では、町民の知る権利を尊重した町政運営の公開を図り、町政への積極的な参加を促進するため、情報公開を推進しています。

情報公開は、町が保有している情報（公文書・図面・写真・電磁的記録など）の閲覧や写しを請求できる制度です。

また、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護にも努めています。個人情報保護は、町が保有する個人情報の開示、訂正や中止を求める権利で、自分の情報を知りたい場合に開示を求めることができる制度です。

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の、各実施機関への情報公開と個人情報の開示請求件数を公表します。

◆開示請求

実施機関	情報公開	個人情報
町長	3件	3件
教育委員会	2件	0件
選挙管理委員会	0件	0件
監査委員	0件	0件
農業委員会	0件	0件
固定資産評価審査委員会	0件	0件
議会	0件	0件

◆決定内容

全部開示	5件	0件
部分開示	0件	1件
不開示	0件	0件
不存在	0件	2件
存否拒否	0件	0件
取り下げ	0件	0件

◆不服申立

不服申立	0件	0件
------	----	----

家屋を新築・増築した場合は届出が必要です

☎税務課課税係 ☎282-1114

【家屋を新築・増築したときは調査を行います】

家屋（車庫や物置など小さい家屋を含む）を新築または、増築すると固定資産税が課税されます。

家屋の固定資産税額を算出するためには、実際に家屋の内外（間取りや屋根、外壁、内装など）を調査する必要があります。

重要な調査ですので、皆様のご協力をお願いします。

【家屋の取壊しをしたときは届出が必要です】

家屋の全部または、一部を取り壊した場合は、家屋を管理している家屋台帳を変更する必要がありますので、面積の大小にかかわらず「家屋滅失届」を提出してください。

なお、固定資産税は1月1日の状況を基準に課税します。1月2日以降に家屋を取り壊した場合でも、その年の固定資産税は課税されます。

【登記は法務局で】

登記の手続きは、法務局での申請になります。家を取り壊した場合は、滅失登記を法務局で行ってください。

【未登記家屋の所有権が移転したときも届け出を】

未登記家屋を売買または、相続などをした場合には、「未登記建物の所有者変更届」を必要書類とともに役場税務課まで提出してください。

登記のある家屋と未登記の家屋が混在している場合、提出を忘れられる人が多いため、ご注意ください。

◆必要書類

売買や贈与の場合

- ①譲渡証明書や売買契約書などの写し
- ②新・旧の所有者両者の実印を押印した、未登記建物の所有者変更届
- ③新・旧の所有者両者の印鑑登録証明

相続の場合

- ①相続人すべての続柄がわかる戸籍謄本
- ②相続人全員の同意書
- ③新所有者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ④相続人（新所有者）の印鑑登録証明

軽自動車の税が改正されます

☎税務課課税係 ☎282-1114

地方税法改正により、平成27年4月1日から軽自動車税の税額が次のとおり改正されます。

【原動機付自転車および二輪車など】

車種区分		現行	改正後
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	2輪のもので、総排気量50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	2輪のもので、総排気量90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	3輪以上のもので総排気量20ccを超え50cc以下	2,500円	3,700円
軽二輪	2輪のもので、総排気量125ccを超え250cc以下のもの（側車付のものを含む）	2,400円	3,600円
小型二輪	2輪の小型自動車で総排気量250ccを超えるもの（側車付のものを含む）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの（トラクター、コンバイン等）	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円

【三輪および四輪以上の軽自動車】

車種区分		平成27年 3月31日以前取得	平成27年 4月1日以後取得	13年超		
軽自動車	3輪のもので総排気量660cc以下のもの	3,100円	3,900円	4,600円		
		4輪以上のもので総排気量660cc以下のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用			5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	

平成27年3月31日までに取得したものは「平成27年3月31日以前取得」、平成27年4月1日以後に新車新規登録（※）のものは「平成27年4月1日以後取得」、新車新規登録から13年を超えるものは「13年超」となります。

※新車新規登録とは…軽自動車検査協会に初めて登録された車両

愛の血液助け合い運動

☎健康いきいき推進課健康推進係 ☎282-1602

県では、7月と8月を「愛の血液助け合い運動」期間として、献血の呼びかけを行っています。夏場は長期の休みや暑さにより、献血者が減少することが心配されています。是非ご協力をお願いします。

献血できるのは、17歳（女性は18歳）～69歳の人で体重50kg以上の人です。

ただし、65歳以上の人は、60～64歳の間に献血された人に限ります。

【400ml献血】

期日	受付場所	受付時間
8月26日☎	役場1階ロビー	9時30分～12時
	ホームワイド御船店 駐車場	13時45分～16時

※献血カードをお持ちの人は持参してください。献血カードをお持ちでない人は、受付時に本人確認を行いますので、免許証、保険証などを持参してください。